

## 新旧対照表

関税法基本通達

新	旧
<p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>69の2 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) 業として輸出されるものでないもの</p> <p><u>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として後記69の3の認定手続を執り、輸出者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸出者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(輸出差止申立ての取扱い)</p> <p>69の4 1 輸出差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸出差止申立ての審査</p> <p>イ (省略)</p> <p><u>ロ 輸出差止申立てを受け付けた場合は、次によりその内容の公表等を行う。</u></p> <p><u>(イ) 輸出差止申立てを受け付けた税関は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称及び連絡先、知的財産の内容並びに侵害すると認める物品の品名を、受付後遅滞なく本省に通報することとし、本省は、通報された内容並びに受付税関名及び連絡先をその都度財務省の税関ホームページで公表する。この場合において、当該輸出差止申立てについて利害関係を有する者は受付税関に対し意見を述べることができる旨及びその期間(受付の日から10日(行政機関の休日を含まない。)以内の期間)を付記することとする。</u></p> <p><u>(ロ) 上記(イ)により公表した輸出差止申立てについて利害関係を有する者から照会があった場合は、受付税関は、「輸出差止申立書」中【公表】と記載されている事項(申立有効期間を除く。)及び【公表の可否】と記載されている事項のうち申立人が公表を可とするものの範囲で応答</u></p>	<p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>69の2 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) 業として輸出されるものでないもの</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(輸出差止申立ての取扱い)</p> <p>69の4 1 輸出差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸出差止申立ての審査</p> <p>イ (同左)</p>

新旧対照表

新	旧
<p>する。</p> <p><u>(ハ) 上記(イ)の後段の規定による意見の陳述は、意見を陳述する者の氏名又は名称及び住所、当該輸出差止申立てに関する利害関係の内容並びに意見を記載した書面により行わせる。</u></p> <p><u>(ニ) 税関は、輸出差止申立てをしようとする者に対し、上記(イ)から(ハ)の内容をあらかじめ連絡するものとする。</u></p> <p>ハ 輸出差止申立ての審査において、当該輸出差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸出者間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合、<u>上記口の(ハ)により意見の陳述を行った者が当該輸出差止申立てに利害関係を有すると認められる場合その他当該輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。なお、予想される輸出者その他国内において当該輸出差止申立てに利害関係を有すると認められる者が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで、税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該利害関係者との間に争いが無いこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、上記口の(イ)により公表する事項をこれらの者に通知し意見を求めることとする。</u></p> <p>(3) 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会手続等 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>イ 総括知的財産調査官は、上記(2)のハの規定により協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記口の事務を行うものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)のロにより公表することとなる事項等を記載した「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(C-5644)により当事者(対象申立てに係る事案の申立人及び予想される輸出者又は上記(2)のロの(ハ)により意見の陳述を行った者で当該対象申立てに利害関係を有すると認められる者のうち当該申立人との間に争いがある等意見を聴くことが適当と認められる者)のうち当該申立人との間に争いがある等意見を聴くことが適当と認められる者)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(ある当事者が別の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記口により選定した者に意見を求めることについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出</p>	<p>ロ 輸出差止申立ての審査において、当該輸出差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸出者間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合<u>その他輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</u></p> <p>(3) 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会手続等 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>イ 総括知的財産調査官は、上記(2)ロの規定により協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記口の事務を行うものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)のロにより公表することとなる事項等を記載した「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(C-5644)により当事者(対象申立てに係る事案の申立人及び予想される輸出者のうち当該申立人との間に争いがある輸出者その他意見を聴くことが適当と認められる輸出者)のうち当該申立人との間に争いがある輸出者その他意見を聴くことが適当と認められる輸出者)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記口により選定した者に意見を求めることについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委</p>

## 新旧対照表

関税法基本通達

新	旧
<p>され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5646)を交付するものとする。</p> <p>(注1)～(注3) (省略)</p> <p>二 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会書」(C-5648)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足る証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から申立人以外の当事者に開示できない資料についてはその旨注記することとする。</p> <p>ホ 総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、<u>ある当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。</u></p> <p>ヘ～チ (省略)</p> <p>(4) 輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</p> <p>イ 輸出差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸出差止申立てが効力を有する期間を記載し、不受理とする場合には、その旨及びその理由を記載する。)を添えて「輸出差止申立書」及び添付資料等を輸出差止申立てが行われている他税関の本関知的財産調査官に送付する。</p> <p>なお、輸出差止申立てが効力を有する期間は、当該輸出差止申立ての審査に要する日数を見込んで記載するものとする。</p> <p><u>(注) 法律的・技術的専門性を伴う侵害判断を一層促進する観点から、当事者が裁判所又は特許庁において争っている場合又は争うことが見込まれる場合で、専門委員から裁判所等の判断を踏まえるべき旨の意見が提出された場合には、総括知的財産調査官に協議のうえ、特段の事情がない限り、当該意見に係る対象申立てを不受理又は裁判所等の判断が出るまで保留扱いとして差し支えない。</u></p>	<p>員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5646)を交付するものとする。</p> <p>(注1)～(注3) (同左)</p> <p>二 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会書」(C-5648)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足る証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から<u>予想される輸出者に</u>開示できない資料についてはその旨注記することとする。</p> <p>ホ 総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、<u>一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。</u></p> <p>ヘ～チ (同左)</p> <p>(4) 輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</p> <p>イ 輸出差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸出差止申立てが効力を有する期間を記載し、不受理とする場合には、その旨及びその理由を記載する。)を添えて「輸出差止申立書」及び添付資料等を輸出差止申立てが行われている他税関の本関知的財産調査官に送付する。</p> <p>なお、輸出差止申立てが効力を有する期間は、当該輸出差止申立ての審査に要する日数を見込んで記載するものとする。</p>

## 新旧対照表

関税法基本通達

新	旧
<p>□～二 (省略) (5)～(9) (省略)</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品) 69の8 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) 業として輸入されるものでないもの <u>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として後記69の9の認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い) 69の10 1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略) (2) 輸入差止申立ての審査 イ (省略) □ <u>輸入差止申立てを受け付けた場合は、次によりその内容の公表等を行う。</u></p> <p><u>(1) 輸入差止申立てを受け付けた税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称及び連絡先、知的財産の内容(特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。)並びに侵害すると認める物品の品名を、受付後遅滞なく本省に通報することとし、本省は、通報された内容並びに受付税関名及び連絡先をその都度財務省の税関ホームページで公表する。この場合において、当該輸入差止申立てについて利害関係を有する者は受付税関に対し意見を述べる旨及びその期間(受付の日から10日(行政機関の休日を含まない。)以内の期間)を付記することとす</u></p>	<p>□～二 (同左) (5)～(9) (同左)</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品) 69の8 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) 業として輸入されるものでないもの</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い) 69の10 1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左) (2) 輸入差止申立ての審査 イ (同左)</p>

新旧対照表

新	旧
<p>る。</p> <p><u>(0) 上記(イ)により公表した輸入差止申立てについて利害関係を有する者から照会があった場合は、受付税関は、「輸入差止申立書」中【公表】と記載されている事項（申立有効期間を除く。）及び【公表の可否】と記載されている事項のうち申立人が公表を可とするものの範囲で応答する。</u></p> <p><u>(ハ) 上記(イ)の後段の規定による意見の陳述は、意見を陳述する者の氏名又は名称及び住所、当該輸入差止申立てに関する利害関係の内容並びに意見を記載した書面により行わせる。</u></p> <p><u>(ニ) 税関は、輸入差止申立てをしようとする者に対し、上記(イ)から(ハ)の内容をあらかじめ連絡するものとする。</u></p> <p>八 輸入差止申立ての審査において、当該輸入差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸入者の間で争い（訴訟等）があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合、<u>上記(0)の(ハ)により意見の陳述を行った者が当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる場合その他当該輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。なお、予想される輸入者その他国内において当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる者が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該利害関係者との間に争いが無いこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、上記(0)の(イ)により公表する事項をこれらの者に通知し意見を求めることとする。</u></p> <p>二及びホ （省略）</p> <p>(3) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会手続等 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>イ 総括知的財産調査官は、上記(2)の八の規定により協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記口の事務を行うものとする。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>八 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)のロにより公表することとなる事項等を記載した「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」（C - 5844）により当事者（対象申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者又は上記(2)のロの(ハ)により意見の陳述を行った者で当該対象申立てに利害関係を有すると認められる者のうち当該申立人との間に争いがある等意見を聴くことが</p>	<p>ロ 輸入差止申立ての審査において、当該輸入差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸入者の間で争い（訴訟等）があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合<u>その他</u>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>八及び三 （同左）</p> <p>(3) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会手続等 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>イ 総括知的財産調査官は、上記(2)ロの規定により協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記口の事務を行うものとする。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>八 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)のロにより公表することとなる事項等を記載した「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」（C - 5844）により当事者（対象申立てに係る事案の申立人及び<u>予想される輸入者のうち当該申立人との間に争いがある輸入者その他意見を聴くことが適当と認められる輸入者をいう。</u>以下この項において同じ。）に通知し、意見聴取の場において</p>

## 新旧対照表

関税法基本通達

新	旧
<p> <u>適当と認められる者をいう。</u>以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(ある当事者が別の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記口により選定した者に意見を求めることについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5846)を交付するものとする。                      (注1)～(注3) (省略)                 </p> <p>                     二 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」(C-5848)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から申立人以外の当事者に開示できない資料についてはその旨注記することとする。                 </p> <p>                     ホ 総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、ある当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。                 </p> <p>                     ヘ～チ (省略)                 </p> <p>                     (4) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い                 </p> <p>                     イ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸入差止申立てが効力を有する期間並びに認定手続が執られた場合において見本検査承認申請が見込まれる場合にはその旨を記載し、不受理とする場合には、その旨及びその理由を記載する。)を添えて「輸入差止申立書」及び添付資料等を輸入差止申立てが行われている他税関の本関知的財産調査官に                 </p>	<p>                     当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記口により選定した者に意見を求めることについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5846)を交付するものとする。                      (注1)～(注3) (同左)                 </p> <p>                     二 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」(C-5848)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から予想される輸入者に開示できない資料についてはその旨注記することとする。                 </p> <p>                     ホ 総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。                 </p> <p>                     ヘ～チ (同左)                 </p> <p>                     (4) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い                 </p> <p>                     イ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸入差止申立てが効力を有する期間並びに認定手続が執られた場合において見本検査承認申請が見込まれる場合にはその旨を記載し、不受理とする場合には、その旨及びその理由を記載する。)を添えて「輸入差止申立書」及び添付資料等を輸入差止申立てが行われている他税関の本関知的財産調査官に                 </p>

## 新旧対照表

関税法基本通達

新	旧
<p>送付する。</p> <p>なお、輸入差止申立てが効力を有する期間は、当該輸入差止申立ての審査に要する日数を見込んで記載するものとする。</p> <p><u>(注) 法律的・技術的専門性を伴う侵害判断を一層促進する観点から、当事者が裁判所又は特許庁において争っている場合又は争うことが見込まれる場合で、専門委員から裁判所等の判断を踏まえるべき旨の意見が提出された場合には、総括知的財産調査官に協議のうえ、特段の事情がない限り、当該意見に係る対象申立てを不受理又は裁判所等の判断が出るまで保留扱いとして差し支えない。</u></p> <p>□～二 (省略)</p> <p>(5)～(9) (省略)</p>	<p>官に送付する。</p> <p>なお、輸入差止申立てが効力を有する期間は、当該輸入差止申立ての審査に要する日数を見込んで記載するものとする。</p>     <p>□～二 (同左)</p> <p>(5)～(9) (同左)</p>